

## 国際分類第10-2014版対応の作成にあたり

世界知的所有権機関（W I P O）で開催された第21会期ニース国際分類専門家委員会（2010年11月）において「標章の登録のための商品及びサービスの国際分類に関するニース協定」に基づく国際分類に掲載する商品及びサービスの表示に係る追加・変更・削除についての変更が毎年行われることとなったことを受け、本年も第23会期ニース国際分類専門家委員会（2013年4月）において、国際分類第10-2014版へ改訂することが決定されました。

特許庁では、当該専門家委員会の会合結果を踏まえつつ、併せて、マドリッド協定議定書に基づく国際登録出願の利便性を一層向上させるため、商品及び役務の区分に属する商品又は役務について規定する商標法施行規則別表の一部改正（平成25年経済産業省令第58号 平成25年12月2日公布）を行ったところであり、国際分類第10-2014版に対応した改正部分が平成26年1月1日に施行されます。

そこで、この度、商標法施行規則別表の一部改正に対応した「類似商品・役務審査基準」を〔国際分類第10-2014版対応〕として作成することといたしました。

主な改正点は以下のとおりです。

### （1）専門家委員会の結果を受けた改正

第20類「プラスチック製の包装用容器（「プラスチック製栓及びふた」を除く。）」から「プラスチック製の包装用瓶」を第21類に移行しました。

### （2）商品の区分を国際的な整理に合わせるための改正

- ①「演奏補助品」の包括表示を第15類から削除し、「電気又は電子楽器用フェイザー」を第9類に移行しました。
- ②「人工池」を第20類から削除し、素材に応じて第6類「金属製人工池」及び第19類「人工池（金属製のものを除く。）」に移行しました。
- ③「犬のおしゃぶり」を第21類から第28類に移行しました。

この「類似商品・役務審査基準」が商品又は役務に関する審査の円滑な運用に資することを望みます。

平成25年12月

特許庁審査業務部商標課長

林 栄 二